

労働組合の資格審査

1 資格審査

労働組合は自主的に組織され、自主的に運営されるものです。したがって、労働組合を結成しても届出などの手続は要りません。しかし、次の場合には、その都度労働組合法で決められた要件を備えた適法な労働組合であるかどうか、労働委員会が審査することになっています。

- (1) 労働組合が不当労働行為の救済を求める場合
- (2) 労働組合が法人登記をするために労働委員会の資格証明書の交付を求めようとする場合
- (3) 労働組合が労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- (4) 労働組合が職業安定法で決められている無料の労働者供給事業の許可申請を行う場合
- (5) 労働組合が労働協約の一定地域の労働者への拡張適用を申し立てる場合

2 資格審査の基準

労働組合の資格審査は、自主的な労働組合であるかどうか、民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうかの2点について、次の基準に基づいて行われます。

- (1) 労働組合が次のようなものであること。
 - ア 労働者が主体となって自主的に組織されていること。
 - イ 組合の主目的が労働条件の維持改善その他経済的地位の向上にあること。
 - ウ 使用者の利益を代表する者の参加を許すものでないこと。
 - エ 使用者から経理上の援助を受けるものでないこと。
 - オ 共済事業その他福利事業のみを目的とするものでないこと。
 - カ 政治運動又は社会運動を主目的とするものでないこと。
- (2) 労働組合の規約に次のような規定を含んでいること。
 - ア 労働組合の名称
 - イ 労働組合の主たる事務所の所在地
 - ウ 均等取扱い
連合団体でない労働組合（単位労働組合）の場合には、組合員がその労働組合のすべての問題に参加する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。
 - エ 組合員資格
何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。

オ 役員選挙

単位労働組合の場合には、役員は組合員の直接無記名投票によって選挙されること。

連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合の場合には、役員は、傘下の単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票によって選挙されること。

カ 総会の開催

少なくとも毎年1回開催すること。

キ 会計報告

すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的な資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。

ク 同盟罷業の開始

同盟罷業を行うには、組合員又は組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票を行い、その有効投票の過半数の賛成を得ることが必要であること。

ケ 規約の改正

規約を改正するには、単位労働組合の場合には組合員の直接無記名投票を行い、全組合員の過半数の賛成を得ることが必要であること。連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合の場合には、傘下の単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票によって選挙された代議員の直接無記名投票を行い、全組合員又は全代議員の過半数の賛成を得ることが必要であること。

3 資格審査の手続

- (1) 資格審査申請書の様式、記載要領及び証拠として提出する資料の種類は、後記「4 労働組合の資格審査に必要な関係書類」を参照してください。
- (2) 労働組合から申請書と証拠資料が提出されると、その資料をもとに前記「2 資格審査の基準」に基づいて、労働組合法の規定に適合しているかどうかを公益委員会議で審査します。通常、審査は資料調べで終わりますが、必要があるときは、事実の調査や必要な証拠調べを行うこともあります。
- (3) 審査の結果、適合しないと判断される事項がある場合には、一定の期間を定めて適合するように補正することを勧告します。これを補正勧告といいます。補正勧告を受けた労働組合は、定められた期間内に補正すべき事項を直せば、法に適合するものとされます。
- (4) 審査が終わると、公益委員会議でその労働組合が労働組合法の規定に適合しているかどうかを決定します。こうして労働組合の資格が決定されると資格審査決定書が作成され、その写しが労働組合に交付されます。この場合、審査に適合

した労働組合には、決定書の写しに代えて資格証明書を交付することもあります。

- (5) この労働委員会の処分に不服がある労働組合は、決定書の写しが交付された日から15日以内に直接中央労働委員会へ、又は初審の労働委員会を經由して再審査を申し立てることができます。

4 労働組合の資格審査に必要な関係書類

提出書類一覧表
① 労働組合資格審査申請書（書式8）
② 組合及び使用者の概況表（書式9）
③ 組合規約条項一覧表（書式10）及び組合規約
④ 組合役員名簿（書式11）
⑤ 組合会計関係書類（予算書・決算書等）
⑥ 非援助証明書（書式12）
⑦ 経費援助の状況表（書式13）
⑧ 職制及び非組合員の範囲一覧表（見本6）
⑨ 労働協約
⑩ 組合組織一覧表（見本7）
⑪ その他

- (注意) 1 ②～⑪は証拠資料です。
- 2 組合会計関係書類は、直近年度の予算書、決算書を提出してください。
- 3 非組合員の範囲、組合専従者の取扱い、就業時間中の組合活動、組合事務所の供与、備品の貸借に関する協定書等があれば、その名称を問わず提出してください。
- 4 連合団体が単独で不当労働行為の救済申立てをする場合、不当労働行為が発生した事業所にある下部組織の書類（②～⑪）も提出してください。
- 5 提出書類は左とじ左横書き（A4判）にしてください。
- 6 本資料以外に立証資料があれば必要に応じて添付してください。
- 7 本件申請中に組合規約、組合役員等提出資料の記載内容に変更があった場合は、その内容を速やかに報告してください。